

各学校（園）長 様

熊本市教育委員会

新型コロナウイルス感染症蔓延防止のための熊本市立学校及び幼稚園の臨時休業について
（通知）

新型コロナウイルス感染症については、本市でもこれまでに 13 例の感染事例が確認されており、とくに 3 月 25 日以降 8 例が確認され、市民の生活や地域経済に大きな影響が広がっています。

本市の現状は、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言による「感染拡大警戒地域」に準じた状況であることを踏まえ、熊本市立学校及び幼稚園について学校保健安全法第 20 条に基づき、臨時休業措置を行うこととしましたので通知します。

この臨時休業措置に伴う主な対応についても併せて以下のとおり通知します。

各学校（園）長におかれましては、遺漏なきようご対応願います。

記

1. 臨時休業措置とする期間

熊本市立の小学校、中学校、高等学校、専門学校、特別支援学校及び幼稚園については、令和 2 年（2020 年）の第 1 学期（専門学校にあっては前期）の学年始休業日末日の翌日から令和 2 年（2020 年）5 月 6 日（水）まで、学校保健安全法第 20 条による臨時休業の措置とする。

ただし、始業式を含み、3 日（土日を除く。）を限度に登校日を設けることができる。

これ以外にも、臨時休業期間中において 2 週間に 1 度の臨時登校（園）日を設けることができることとする。

2. 始業式の取り扱いについて

各学校（園）は、それぞれの教育委員会規則で定める第 1 学期（専門学校にあっては前期）の学年始休業日末日の翌日において、始業式を行うことができる。

ただし、全校で体育館に集まるような形式での実施は避けること。

3. 入学（園）式の取り扱いについて

入学（園）式については、当初の予定日においては式典を行わず、新入学（園）生の始業日として取り扱い、教科書等の学習に必要な物品の受け渡し等のみを行うこと。

執り行わなかった入学（園）式については、学校（園）の再開後に改めて執り行うことができることとする。

4. 部活動について

学校教育活動である部活動については、臨時休業措置の末日までの間は休止とする。

5. 臨時休業期間中の児童生徒等について

国内では都市部を中心に感染者が急増しており、熊本市内においても感染源が判明しない感染者や集団感染と思われる感染者が発生している状況下であって、これ以上、感染症の蔓延を防止するための臨時休業措置であるという趣旨を、児童生徒等に理解させ、不要不急の外出は自粛するよう指導するとともに、保護者に対してもこのことについて理解を求めること。

6. 臨時休業期間中の児童生徒等への学習について

今般の臨時休業期間中の児童生徒等の学習については、3月の臨時休業時に準じて家庭での学習を基本として準備を行うこと。

なお、全ての小中学校では家庭でのインターネット環境や学校配備のタブレット等を活用して、児童生徒に対する遠隔授業等の準備を進めており、別途教育委員会から通知する。

7. 児童育成クラブについて

3月に実施した一斉臨時休業時とは状況が異なり、熊本市内においても感染源が判明しない感染者や集団感染と思われる感染者が発生している状況下であることに鑑み、今般の臨時休業期間中においては児童育成クラブも閉設の措置とする。

ただし、保護者が医療関係、介護施設及び保育所の従事者等である場合にあつては、小学校3年生までの児童又は支援が必要な児童に限り、学校で預かることができることとする。この場合の対応は、各学校の教職員が行うこと。

8. 運動機会の確保のための運動場の開放について

3月の臨時休業期間中に、児童生徒の運動機会を確保するために行った、運動場の開放については、全ての市民に不要不急の外出自粛を要請していることに鑑み、実施しないこととする。

9. 保護者への周知について

この臨時休業措置の実施及び対応について、全ての児童生徒等の保護者に対し、学校ホームページ、安心安全メール等を用いて確実かつ速やかに情報提供を行うこと。

10. 教職員の服務について

臨時休業期間中であっても、教職員は通常どおり勤務を要するものとする。

11. その他

この通知に記述のない取り扱い等については、今後も適宜通知を行う。

問い合わせ先

教育政策課 328-2704